# 別府医療センター標準業務手順書　変更一覧

## 企業主導治験に係る受託研究・治験審査委員会標準業務手順書

| | 変更前(令和5年2月1日) | 変更後(令和5年4月1日) | 備考 |
|---|---|---|---|
| 第1章　受託研究・治験審査委員会<br>(受託研究・治験審査委員会の設置及び構成)<br>第3条　第1項 | (3) 委員:副院長、統括診療部長、事務部長、看護部長、薬剤部長、企画課長、診療科医師、診療放射線技師長、臨床検査技師長、外部委員 | (3) 委員:副院長、統括診療部長、事務部長、看護部長、薬剤部長、企画課長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、外部委員 | 構成委員<br>削除 |
| (附則) | :<br>本手順書は、令和 5年 2月 1日より施行する。 | :<br>本手順書は、令和 5年 2月 1日より施行する。<br>本手順書は、令和 5年 4月 1日より施行する。 | 追記 |

## 医師主導治験における受託研究・治験審査委員会標準業務手順書

| | 変更前(令和5年2月1日) | 変更後(令和5年4月1日) | 備考 |
|---|---|---|---|
| 第1章　受託研究・治験審査委員会<br>(受託研究・治験審査委員会の設置及び構成)<br>第3条第1項 | (3)委員:副院長、統括診療部長、事務部長、看護部長、薬剤部長、企画課長、診療科医師、診療放射線技師長、臨床検査技師長、外部委員 | (3)委員:副院長、統括診療部長、事務部長、看護部長、薬剤部長、企画課長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、外部委員 | 構成委員<br>削除 |
| (附則) | :<br>本手順書は令和 5年 2月 1日より施行する。 | :<br>本手順書は令和 5年 2月 1日より施行する。<br>本手順書は令和 5年 4月 1日より施行する。 | 追記 |